

在職年数をもとに上級の免許状を取得する方法（別表第6）

（1）養護助教諭免許状から二種免許状に上進する場合

養護助教諭免許状を取得した後、養護助教諭として良好な成績で勤務した在職年数	6	7	8	9	10
養護助教諭免許状を取得した後、大学、免許法認定講習等において、修得を必要とする総最低修得単位数	30	25	20	15	10

養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	14	12	10	8	6
	学校保健	左の科目のうち、3以上の科目について各2単位以上				
	養護概説					
	栄養学（食品学を含む。）					
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）					
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	8	7	6	5	4
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位以上				
	大学が独自に設定する科目 ※1	2	2	1	1	-

〔施行規則第17条〕

※1 「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうちから修得すること。

◇ 最低修得単位数に不足する単位は、「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうちから修得すること。

〔同第9条第6項〕

◇ 次の基礎資格を有する場合

基礎資格	在職年数	最低修得単位数
保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けている者（別表第6備考第2号）	6年未満	10
高等学校を卒業し、准看護師の免許を受けている者（昭和29年改正法附則第18項）	3	10

◇ 「養護に関する科目」4単位以上、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」3単位以上（「教育の基礎的理解に関する科目」1単位以上、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」1単位以上を含む。）を含めて10単位以上修得すること。

〔別表第6備考第2号、施行規則第17条第3項〕

(2) 二種免許状から一種免許状に進む場合

養護教諭二種免許状を取得した後、養護教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3	4	5
養護教諭二種免許状を取得した後、大学、免許法認定講習等において、修得を必要とする総最低修得単位数	20	15	10

養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	8	7	6
	学校保健	左の科目のうち、3以上の科目について各2単位以上		
	養護概説			
	栄養学（食品学を含む。）			
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）			
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	6	5	4
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位以上		
大学が独自に設定する科目※1		2	1	-

〔施行規則第17条〕

※1 「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうちから修得すること。

◇ 最低修得単位数に不足する単位は、「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうちから修得すること。

〔第9条第6項〕

◇ 次の基礎資格を有する場合

基礎資格	在職年数	最低修得単位数
保健師助産師看護師法第7条の規定により保健師の免許を受け二種免許状を有している者	1	10
大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上取得若しくは大学に2年以上及び専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上取得又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者		

◇ 「養護に関する科目」4単位以上、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」3単位以上（「教育の基礎的理解に関する科目」1単位以上、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」1単位以上を含む。）を含めて10単位以上修得すること。

〔別表第6備考第1号、施行規則第17条第1項表備考〕

(3) 一種免許状から専修免許状に上進する場合

養護教諭一種免許状取得後，養護教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3
養護教諭一種免許状取得後，大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	15 ※1

※1 大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程で、「大学が独自に設定する科目」について修得すること。〔別表第3備考第4号〕このうち3単位までは、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目の単位をもって替えることができる。

〔施行規則第17条第4項〕

◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕